

【特別障害者手当】

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護が必要な20歳以上の在宅の人に支給されます。

手当てを受けようとする場合、主治医の診断書等を用意して、認定請求をする必要があります。

なお、世帯の所得状況や障がいの程度によっては支給されない場合があります。

福祉

補聴器の購入費を助成します

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

町では、身体障害者手帳の交付の対象にならない軽度・中等度難聴のある人を対象に、補聴器購入（修理も含む）費用の助成を行っています。この助成を受けるためには、補聴器の購入前に、申請を行い、助成の対象要件に該当するか確認が必要です。なお、難聴のため身体障害者手帳の交付を受けている人は、国の公的な補装具支給制度があります。詳しくはお問い合わせください。

●申請／障がい福祉係



暮らし

刈草や花は生ごみとして出しましょう

問い合わせ
廃棄物対策係

暖かくなり、刈草や花がごみとして出されるようになってきました。

刈草や花は『生ごみ』ですが、『燃やせるごみ』として出されているのが多く見受けられます。刈草や花は、必ず生ごみの収集日に出してください。

また、刈草や花を出すときは、土をしっかりと落とし、生ごみ容器に入れて出すか、入りきらない場合はふた付きの容器や袋に入れて出しましょう。決して、段ボール箱には入れないでください。

3月はレッドカードの使用がありませんでしたが、これからも引き続き分別表をよく見て、正しい分別でごみを出しましょう。

ごみの不法投棄・ポイ捨ては絶対にやめましょう

問い合わせ
廃棄物対策係

ごみの不法投棄は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されています。

不法投棄とは、ごみ等を適正に処理せず、みだりに道路や空き地（自らの土地を含む）等に捨てる行為です。空き缶やたばこの吸殻、ペットボトルなど軽微なごみのポイ捨ても不法投棄になります。

例年この時期になると、漁港へのごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨てが目立っていますので、絶対にやめましょう。

山火事とヒグマに注意しましょう

問い合わせ
林政係

空気が乾燥し、山火事の発生しやすい時期を迎えました。入林の際は、次のことを必ず守ってください。

▽入林の際は、必ず土地所有者の許可を受ける

▽入林の際は、火気の取り扱いに十分注意する

▽喫煙者は、携帯灰皿を用意し、持っていないときは禁煙する

▽たき火は、絶対にしない

また、森林の保全やヒグマの事故に遭わないために、次のことに気をつけてください。

▽無断で樹木を持ち帰ったり、傷つけたりしない

▽ごみは必ず持ち帰る

▽林道で車を停める際は、他車の通行の支障にならないようにする

●入林の届け出・問い合わせ／▽国有林 上尾幌森林事務所 ☎57-2221

▽道有林 釧路総合振興局森林室 ☎52-12165

▽町有林 林政係



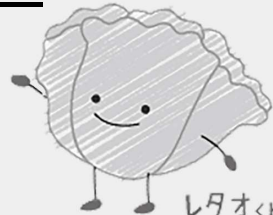
厚岸産レタス・サラダほうれん草を町内で販売しています



レティちゃん

町内販売店
☆厚岸味覚ターミナル コンキリエ 様
☆厚岸漁業協同組合直売所 様
☆セブンイレブン白浜店 様
☆ナリテツ事務所(白浜) ※のぼりが目印

☆野呂田商店 様(宮園)
☆黒田商店 様(松葉)
☆酒井商店 様(松葉)



レタオくん

☆お知らせ☆

ナリテツ事務所特典のスタンプカード押印は、終了しました。貯まったスタンプカードの使用については、無期限です。2021年4月1日より あやめスタンプ発行中!!



株式会社
スターファーム

厚岸町白浜4丁目30番地 ☎0153-52-2150